

## 第3 特殊給油取扱所

### 1 航空機給油取扱所

航空機給油取扱所とは、固定式の給油設備又は危規則第24条の6第1項に規定する給油タンク車（以下「給油タンク車」という。）によって航空機の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う給油取扱所をいい、航空機には、ヘリコプター等の回転翼航空機も含むものであること。

#### (1) 共通事項

ア 危険物の取扱最大数量は、給油タンク車のみを用いて航空機に給油する場合にあっては、給油タンク車のタンク容量ではなく、実際の1日における最大取扱量とすること。

イ 航空機に直接給油するために必要な空地は、航空機（給油設備が給油タンク車である場合は、航空機及び給油タンク車）を駐機できるスペースのほか、固定給油設備、ポンプ機器又はホース機器を設置できる十分な広さを確保すること。

ウ 航空機給油取扱所には、簡易貯蔵タンクは設置できないものである。

エ 屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク及び容量30,000ℓを超える地下貯蔵タンクを設置する場合は、航空機給油取扱所の敷地以外の場所に設けるものとし、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所として許可されたものでなければならないこと。（平成元年消防危第15号）

オ 危規則第26条第3項第3号ハに規定する「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置」とは、当該給油取扱所に油流出防止に必要な土のう又は油吸着材等を有効に保有していることをいうものであること（平成元年消防危第15号）を言い、空港の場内排水が直接空港敷地内の貯水池等に入り、ほかに直接流出することがない場合等は該当しないものであること。（平成元年消防危第44号）

土のう又は油吸着材等は当該給油取扱所内で保管できない場合は、危険物が流出した際、ただちに流出防止措置を行える場所であれば、当該給油取扱所外の場所でも差し支えない。◆

なお、油吸着材については、危規則第26条の2第3項第3の2号に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」としての船舶用給油取扱所の油吸着材と兼用して差し支えないこと。（平成元年消防危第44号）

#### (2) 固定給油設備を用いて給油する航空機給油取扱所

固定給油設備を用いて給油する航空機給油取扱所については、危規則第26条第3項第4号の給油設備が固定給油設備である航空機給油取扱所の例による。

なお、その他詳細は次によること。

ア 固定給油設備には、専用タンクの配管のほか屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所の貯蔵タンクの配管を接続できるものである。

（平成元年消防危第15号）

イ 危規則第26条第3項第4号イに規定する「防水の措置」で、ホース機器を設ける箱を

鉄筋コンクリート造とする場合は、次によること。

(ア) 箱の底部及び側壁は、エポキシ樹脂又は防水モルタル等で覆うこと。

(イ) 箱の底部と側壁との接合部には、鋼製、合成樹脂製又は水膨張のゴム製の止水板を設けること。

(ウ) 箱のふたは、防水型のものとする。

ウ 危規則第 26 条第 3 項第 4 号ハに規定する「固定給油設備のポンプ機器を停止する等により危険物の移送を緊急に止めることができる装置」とは、ポンプ機器の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止又はポンプ二次側配管を閉止できる装置とし、その操作部を設ける場所は、ホース機器設置場所付近の見やすい位置とし、緊急停止装置である旨の表示等を行うこと。

### (3) 給油配管及びホース機器を用いて給油する航空機給油取扱所

給油配管及びホース機器を用いて給油する航空機給油取扱所について、前(2)の航空機給油取扱所との差異は、ポンプ機器を給油取扱所に設置しているか否かによるものであり、危規則第 26 条第 3 項第 5 号の給油設備が給油配管等である航空機給油取扱所の例による。

なお、その他詳細は次によること。

ア 危規則第 26 条第 3 項第 5 号ハに規定する「防水の措置」は、前(2)イの例によること。

イ 危規則第 26 条第 3 項第 5 号ヘに規定する「ポンプ機器を停止する等により危険物の移送を緊急に停止することができる装置」とは、(2)ウの例によること。

### (4) 給油配管及び給油ホース車を用いて給油する航空機給油取扱所

給油配管及び給油ホース車は給油取扱所の設備の一つであり、その基準は、危規則第 26 条第 3 項第 6 号の給油設備が給油配管及び給油ホース車である航空機給油取扱所の例によるほか給油ホース車のホース機器等については第 8 節 3 「給油タンク車」の基準によること。

### (5) 給油タンク車を用いて給油する航空機給油取扱所

ア 航空機用給油タンク車を給油設備として使用するためには、当該タンク車は、危政令第 15 条第 1 項のうち第 15 号を除く各号及び規則第 24 条の 6 第 3 項の技術上の基準をすべて満たしている必要があること。

なお、給油タンク車の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する詳細は、第 8 節 3 「給油タンク車」の基準によること。

イ 危規則第 26 条第 3 項第 7 号に規定する「設置電極」は、給油時に給油タンク車が有効に接続できる位置に設けること。なお、当該電極は給油空地内の地盤面に設けることができること。

## 2 船舶給油取扱所

船舶給油取扱所とは、固定された給油設備によって係留された船舶の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う給油取扱所をいい、船舶には、ジェット・スキー、船外機等も

含むものであること。

(1) 共通事項

ア 危険物の取扱最大数量は、危規則第 24 条の 6 第 1 項に規定する給油タンク車のみを用いて船舶に給油する場合にあっては、給油タンク車のタンク容量ではなく、実際の取扱量とすること。

イ 船舶に直接給油するために必要な空地は、固定給油設備、ポンプ機器又はホース機器を設置できる十分な広さを確保すること。

ウ 船舶給油取扱所には、簡易貯蔵タンクは設置できないものである。

エ 屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク及び容量 30,000ℓ を超える地下貯蔵タンクを設置する場合は、船舶給油取扱所の敷地以外の場所に設けるものとし、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所として許可されたものでなければならないこと。(平成元年消防危第 15 号)

オ 危規則第 26 条の 2 第 3 項第 3 号に規定する「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置」とは、当該給油取扱所に油流出防止に必要な土のう又は油吸着材等を有効に保有していることをいうものであること。(平成元年消防危第 15 号)

なお、油吸着材については、危規則第 26 条の 2 第 3 項第 3 の 2 号に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」としての油吸着材と兼用して差し支えないこと。(平成元年消防危第 44 号)

(2) 固定給油設備を用いて給油する船舶給油取扱所

固定給油設備を用いて給油する船舶給油取扱所については、危規則第 26 条第 3 項第 4 号の給油設備が固定給油設備である航空機給油取扱所の例による。

なお、詳細にあっては、1 (2)「固定給油設備を用いて給油する航空機給油取扱所」によること。

(3) 給油配管及びホース機器を用いて給油する船舶給油取扱所

給油配管及びホース機器を用いて給油する船舶給油取扱所については、危規則第 26 条第 3 項第 5 号の給油設備が給油配管等である航空機給油取扱所の例によること。

なお、詳細にあっては、1 (3)「給油配管及びホース機器を用いて給油する航空機給油取扱所」によること。

(4) 危規則第 26 条の 2 第 3 項第 3 の 2 号に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」は、油吸着材とし、その保有する量は、第 10-2 表によること。(平成元年消防危第 15 号)

なお、当該船舶給油取扱所に複数の専用タンクがある場合には、最大容量のタンクの容量に応じた量として差し支えないこと。(平成元年消防危第 114 号)

[第 10-2 表 油吸着材の保有量]

専用タンク又は貯蔵タンクの容量区分	油吸着材の量
タンク容量が 30 kℓ未満のもの	30 kg以上
タンク容量が 30 kℓ以上 1,000 kℓ未満のもの	100 kg以上
タンク容量が 1,000 kℓ以上のもの	300 kg以上

なお、吸着剤の吸着性能向上に伴い第 10-2-1 表の区分に応じた性能の量の油吸着材を保有量することで足りること。その場合は、第 10-2 表の区分に応じた油を吸着できる量の吸着剤を保有しているものとみなすことができる。

油吸着材の吸着能力を確認する際には、運輸省船舶局長通達船査第 52 号（昭和 52 年 2 月 1 日）に定める性能試験の基準によること。（平成 20 年消防危第 264 号）

[第 10-2-1 表 区分に応じた油吸着材の保有量]

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	タンク容量 30 kℓ未満のもの	タンク容量 30 kℓ以上 1,000 kℓ未満のもの	タンク容量 1,000 kℓ以上のもの
吸着できる油の量	0.3 kℓ以上	1 kℓ以上	3 kℓ以上

(5) 給油タンク車を用いて給油する船舶給油取扱所

給油タンク車を用いて給油する船舶給油取扱所については、危規則第 26 条第 3 項第 7 号の給油タンク車を用いて給油する航空機給油取扱所の例によること。

なお、次によるほか詳細にあつては、1 (5)「給油タンク車を用いて給油する航空機給油取扱所」によること。

ア 危規則第 26 条第 3 項第 6 号の「給油タンク車が転落しないようにするための措置」とは、車止め、フェンス、岸壁から給油タンク車停止位置を十分にとること等があること。（平成 18 年消防危第 106 号）

イ 船舶用給油タンク車の給油設備の給油ホース先端部と航空機の燃料タンク給油口を結合する金具は、波による揺動に伴う危険物の漏えい防止を図ることができるものであれば形式は問わないこと。◆

3 鉄道給油取扱所

鉄道給油取扱所とは、固定された給油設備によって鉄道又は軌道によって運行する車両の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う給油取扱所をいう。

(1) 共通事項

ア 鉄道又は軌道によって運行する車両に直接給油するために必要な空地は、当該車両（給油する1両分）が停車でき、排水溝及び油分離装置を設置する十分な広さを確保すること。

イ 鉄道給油取扱所には、簡易貯蔵タンクは設置できないものである。

ウ 屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク及び容量 30,000ℓ を超える地下貯蔵タンクを設置する場合は、鉄道給油取扱所の敷地以外の場所に設けるものとし、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所として許可されたものでなければならないこと。

#### (2) 固定給油設備を用いて給油する鉄道給油取扱所

固定給油設備を用いて給油する鉄道給油取扱所については、危規則第 26 条第 3 項第 4 号の給油設備が固定給油設備である航空機給油取扱所の例によること。

なお、詳細にあつては、1 (2) 「固定給油設備を用いて給油する航空機給油取扱所」によること。

#### (3) 給油配管等を用いて給油する鉄道給油取扱所

給油配管等を用いて給油する鉄道給油取扱所については、危規則第 26 条第 3 項第 5 号の給油設備が給油配管等である航空機給油取扱所の例によること。

なお、詳細にあつては、1 (3) 「給油配管及びホース機器を用いて給油する航空機給油取扱所」によること。

### 4 自家用給油取扱所

自家用給油取扱所とは、営業目的でない場合であつて、当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車等に給油するものをいい、特定の者及び特定の自動車等のみが出入りし、給油を受けるものであつて次によること。

なお、組合により管理運営されるものも含まれるものであること。

(昭和 58 年消防令第 106 号)

#### (1) 給油空地

給油空地は、給油する自動車等の一部又は全部が空地からはみ出たままで給油することのない広さを確保すること。

#### (2) 自動車等の出入りする側

自動車等の出入りする側とは、4 m 以上の幅を有する構内道路等に面している側をいうものであること。

#### (3) 自家用給油取扱所における敷地境界

道路境界線に危政令第 17 条第 1 項第 19 号に規定する防火塀等を設ける場合は、当該防火塀等の部分を敷地境界線とみなすことができるものであること。

#### (4) キー式計量機

キー式計量機の設置は、自家用給油取扱所に限り認められるものであること。

(5) ダム工事場、大規模な土地造成又は土砂採取場であつて、火災予防上支障がなく、かつ、次のアからオに適合する土木重機等へ給油する設備（危険物タンク車を使用するもの。）は、危政令第 23 条の規定を適用し、その設置を認めることができるものであること。

(昭和 48 年消防予第 146 号、昭和 56 年消防危第 120 号)

ア 危政令第 17 条第 1 項第 6 号の規定に適合していること。

イ 試用期間は、工事中に限られること。

ウ 給油取扱所の周囲（作業車の出入口を除く。）は、さく等により明確に区画すること。

エ 取り扱う危険物は土木重機等への給油に限るものであり、軽油、潤滑油又は灯油とすること。

オ 消火設備は、第 4 種及び第 5 種の消火設備をそれぞれ 1 個以上設けること。

カ 給油設備は、次に適合するものであること。

(ア) 給油設備を備えた車両は、道路運送車両法第 11 条に定める自動車登録番号標を有しないものであること。

(イ) 給油設備は、車輛のシャーシフレームに堅固に固定されていること。

(ウ) 危険物を収容するタンクの構造及び設備は、危政令第 15 条第 1 項に定める移動貯蔵タンクの構造及び設備の基準に適合するものであること。ただし、潤滑油を収容する専用タンクにあっては、厚さ 3.2 mm 以上の鋼板で機密に作り、かつ、当該タンクの外面は錆止め塗装をすれば足りること。

(エ) 潤滑油を収容するタンクの配管の先端には、弁を設けること。

(オ) 給油のための装置は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とするとともに先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

(カ) 給油のための装置のエンジン（以下「エンジン」という。）及びエンジンの排気筒は、危険物を収容するタンクとの間に 0.5m 以上の間隔を保つこと。

(キ) エンジンの排気筒には、引火を防止するための装置を設けること。

(ク) 給油設備を備えた車両は、作業車の出入りに支障のない場所に固定し、かつ、接地すること。

## 5 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所

圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所については、「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」（平成 10 年 3 月 11 日消防危第 22 号）によること。

### 5 の 2 圧縮水素充填設備設置給油取扱所

電気を動力源とする自動車等に水素を充填するための設備を有する給油取扱所（以下「圧縮水素充填設備設置給油取扱所」という。）に係る位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する運用については、「圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」（平成 27 年消防危第 123 号）によること。

設置許可申請を受けその許可をする場合、高圧ガス保安法の許可後に消防法の許可を行う必要があること。なお、規則第 27 条の 5 第 5 項第 3 号掲げる設備が、一般高圧ガス保安規則第 7 条の 3 中の当該設備に係る規定に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行うこと。

## 6 メタノール等の給油取扱所

### (1) メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について

#### ア メタノールを含有するものに関する事項

第4類の危険物のうちメタノールを含有するものには、メタノール自動車の燃料として用いられるもののみでなく、メタノール自動車以外の自動車等の燃料として用いられるものも含まれること。（平成6年消防危第28号）

なお、当該危険物には、エタノールを含有したガソリンは含まれず、そのうち、エタノールを3%含有したガソリンで「揮発油等の品質の確保に関する法律」の規格に適合するものは、第四類第一石油類（法別表第1備考第12のガソリン）に該当するものであることとし、泡を放射する消火器を設ける際には、泡消火薬剤が耐アルコール型のものとする等、「エタノール3%含有ガソリン（E3）を取り扱う給油取扱所に関する運用について」（平成20年3月24日消防危第44号）によること。

#### イ 位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

メタノール等を取り扱う給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、危政令第17条第4項の定め適合するほか、「メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について」（平成6年3月25日消防危第28号）中、第1及び第2に適合すること。

### (2) その他の留意事項

ア メタノールと第一石油類のうち非水溶性液体に該当する危険物の混合物（第一石油類のうち非水溶性液体に該当）を自動車に給油する給油取扱所は、メタノール等を取り扱う給油取扱所に該当するものであること。

イ メタノールを含有する燃料を給油取扱所において取り扱う場合には、メタノールの含有率にかかわらず、メタノール等を取り扱う給油取扱所において行うことが必要であること。（平成9年消防危104号）

#### ウ メタノールを取り扱う専用タンク

メタノールを取り扱う専用タンクの位置、構造及び設備は、危政令第13条第1項本文の例により地盤面下に設けられたタンク室に設置し、又は同条第2項の例により、鋼板を間げきを有するように取付け又は強化プラスチックを間げきを有するように被覆したものであること。

#### エ メタノールを含有するものを取り扱う専用タンク

メタノールを含有するものを取り扱う専用タンクの位置、構造及び設備は、メタノールを取り扱う専用タンクに準ずる。

## 7 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所

### (1) 位置、構造及び設備の技術上の基準について

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る位置、構造及び技術上の基準については「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」（平成10年3月13日消防

危第 25 号) によること。

- (2) 危規則第 28 条の 2 の 5 第 5 号に規定する「固定給油設備及び固定注油設備並びにその周辺」には次に定めるところにより必要事項を表示すること。

(平成 10 年消防危第 25 号、平成 24 年消防危第 91 号)

ア 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備(以下、「顧客用給固定油設備等」という。)には、顧客自ら給油等を行える旨を見やすい位置に表示するとともに、その周囲の地盤面に、自動車の停車位置又は容器の置き場所を表示すること。この場合、アイランドの支柱等に「セルフ」「セルフサービス」を掲示等することで差し支えないこと。

自動車の停車位置の表示は長辺 5m 短辺 2m 程度とし、容器の置場の表示は 2m 四方程度を目安としたペイントとすること。

イ 顧客用固定給油設備等にあつては、給油ホース等の直近の見やすい位置にその使用方法並びに危険物の品目を表示すること。懸垂式の固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に記載すること。

ウ 顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等を設置する場合は、その設備を顧客が使用できない旨の表示をすること。その場合、アイランドの支柱等に「フルサービス」「従業員専用」等の表示を行うことで差し支えない。

- (3) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において、可搬式の制御機器によって給油許可等を行う場合は、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」(令和 2 年 3 月 27 日消防危第 87 号) によるほか次によること。

ア 設置する可搬式の制御機器は危険物保安技術協会の「可搬式セルフサービスコンソールシステム」として試験確認されていること。◆

イ 給油許可範囲の設定については、「給油取扱所に関する参考資料の送付について」(令和 2 年 3 月 30 日消防庁危険物保安室事務連絡) を参考に行うこと。

ウ 可搬式セルフサービスコンソールの最大通信距離及び、最大台数については「固定給油設備等型式試験確認結果通知書」により審査するとともに、完成検査実施時にも確認すること。◆

エ 当該変更については変更許可を要するものであり、予防規程の変更も併せて行う必要があること。

- (4) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における給油の許可及び監視の支援を行う AI システムのうち、「セルフ給油取扱所において給油の許可の判断に資する情報を従業員へ提供する AI システム」の導入については「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において給油の許可の判断に資する情報を従業員へ提供する AI システムの導入に係る留意事項について」(令和 5 年 5 月 15 日消防危第 124 号) によること。

なお、必要に応じ当該システム導入について予防規程に定めることが望ましいものであること。

- (5) その他の留意事項

ア コンビニエンスストアが併設されている給油取扱所において、制御卓が設置されている場所にレジを設置し監視者がレジ業務を兼ねる場合で、顧客自らによる給油作業等の



監視・制御及び顧客に対する必要な指示が行えることが確保される形態のものは、認めて差し支えないこと。

イ 放送機器の機能を有する有線放送設備のうち、有線放送よりも指示の放送が優先されるものは、顧客の給油作業等について必要な指示を行う放送機器として認めて差し支えないこと。

ウ 危険物保安技術協会の型式試験確認済証が貼付された顧客用固定給油設備等を設置するよう指導すること。